

平成17年度 第5回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成18年3月29日（水）午前10時～午前11時50分

2. 開催場所 浦安市文化会館3階中会議室

3. 出席者

（委員）

柳憲一郎、上野菊良、木邨定男、内海照枝

石黒武、伊豆富子、加藤里行、轟 和夫、熊倉敬三、平山博章

（事務局）

市長 松崎秀樹

環境部長 大野伸夫、クリーンセンター長 泉澤伸高

環境部次長 柏木通治、環境レンジャー課長 相馬仁一

環境保全課長 仲谷幸一、ごみゼロ課長 永井一彦

ビーナスプラザ所長 市川卓矢、クリーンセンター次長 牧野喜久男

健康増進課長 小鍛冶周二、市民税課副主幹 廣瀬雅美

環境保全課長補佐 指田裕司、環境推進係長 前田唯一

環境保全課環境計画係 溝上澄人、中山麗子、齋藤結

4. 内容

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 市長挨拶
- (4) 議題
 - ① 調査審議を予定している条例・事業の概要について
 - ② 環境部局における新年度主要事業の概要について
 - ③ 市長との意見交換について
 - ④ その他
- (5) 閉会

5. 会議経過

①「調査審議を予定している条例・事業の概要について」

②「環境部局における新年度主要事業の概要について」

・説明

「資料1」と「資料2」に基づき、平成18年度に調査審議を予定している条例・事業の概要と、環境部局の主要事業の概要について説明した。

・質疑応答

委員

環境保全条例の制定スケジュールが伸びているようだが、しっかりと対応していただく必要がある。制定までの具体的なタイムスケジュールを示してほしい。

また、サーチライト等の使用規制に関する条例は、特定の事業者を規制対象とすることになる形になることが懸念される。これだけを単独で条例化するよりも環境保全条例の中でこの規制の主旨を盛り込んだ方がいいのではないか。

事務局

環境保全条例と規則は素案を基に政策法務室と調整を進めている。今年度から月3回くらいのペースで打ち合わせをしているが、条例・規則のボリュームが大きく範囲が広いことや、現行の公害防止条例から大きく変わる部分があることから、時間がかかっている。平成18年度の前半は政策法務にも少し余裕が出ることから、打ち合わせの回数を増やして進めて行きたい。素案が固まったらパブコメを行い、その後、審議会に来年1月頃に諮問したいと考えているが、ある程度スケジュールが確定したらタイムスケジュールをお示ししたい。

サーチライト等の使用規制に関する条例については、環境保全条例の中に規制の主旨を盛り込むことを検討した経緯がある。他市の内容、条例との関係などを踏まえながら検討したが、環境保全条例に入れるとそぐわない面も出てきたため、個別の条例にすることに決めた。しかしながら、環境保全条例の審査の中で、個別にするか中に盛り込むべきかについての問題は出てくるかもしれないので、政策法務と協議していきたい。

委員

サーチライト等の使用規制に関する条例は、特定の事業者を対象にするような形になってしまう懸念がある。法的にどの程度規制されているのか。市民と行政が話し合った中で方向性が出てきたのならいいが、行政サイドからの考えで、特定の事業者の権利を制限するような規制を進めるのは望ましくない。このような規制を検討する際にはプロセスが大切である。

委員

サーチライト等の使用規制に関する条例は、環境保全条例の中にはそぐわなかったということだが、典型7公害を基本とする公害防止条例の対象を広げる中でそぐわないと考えたのか。サーチライト等の使用規制に関する条例を独自で制定している事例は少ない。光害の規制そのものには、それほど制約があるわけではないので、行政指導にするか、罰則を設けるかなどの議論はあるが、環境保全条例に入れてもいいのではないか。このような課題について個別に条例を作ることになると、地下水の揚水規制や温泉掘削などの問題にまで個別に作る必要が出てきてしまう。起こっている問題に対して市独自の規制をすることには問題はないので、環境保全条例の対象に入れて検討してみてはどうか。

事務局

委員ご指摘のとおり、サーチライト等の使用規制に関する条例は、典型7公害を基本とする公害防止条例の対象を広げる中でそぐわないと考えた。

サーチライト等の使用規制に関する条例の制定の検討を始めた経緯についてご説明したい。ある事業者が使用するサーチライトについて市民から苦情があった。光害については、気にしない人もいるが、中には高感受性の方もおり、そのような方からの苦情もあった。また、夜間の天体観測の支障になるという苦情もあった。しかしながら、苦情をいただいても法的な規制がないことから、お願いするしかない状況である。

このような背景から光害を抑制するための条例の検討を開始したが、現行法を鑑みると規制をどこまでできるかは現実的には難しい面もある。また、市からの指導も罰則を設けるといようなものではなく、氏名の公表のような形もあるかとも考えている。いずれにしても、具体的な内容はまだ確定していないが、このようなことから、特定の事業者の権利を制限するというような主旨のものにすることは考えていない。

委員

光害は感覚公害であるが、騒音、振動、悪臭のような感覚公害も公害防止条例で規制してきたことを鑑みると、光害をこのような項目の中に入れてもいいのではないか。

委員

サーチライト等の使用規制に関する条例は、資料1で、第3次実施計画事業に位置づけられていると記載されているが、段階を踏んでこれまでに検討されてきたということか。

事務局

市の取り組むべき施策の方向は20年を期間とする基本構想と、そのうちの10年を期間とする基本計画により位置づけられる。基本計画に示された施策は、3ヵ年毎に事業の具体的な展開を示す実施計画として示され、3ヵ年度目が次の実施計画の最初の年度として位置づけられるローリング方式で展開されている。このようなことから、この条例制定事業は、それまでに段階的に検討を進めてきたものではなく、第3次実施計画で初めて位置づけられた事業である。

事務局

市としては、光害に関する条例を特出しすることにこだわっているわけではなく、市民生活の良好な環境を確保することなどの目的を達成できればいいと考えているので、ご指摘のとおり、環境保全条例の中に入れて一体化できるのであればそのような形にしてもいいと考えている。

委員

光害について環境保全条例の一項目とするのであればいいが、これだけを抜き出すのはどうか。このようにすると、新たな課題が出るごとに条例を制定することになってしまう。

委員

光害だけでなく、有明のディスコの騒音や、タンカーからの臭気など生活環境に影響がある問題は多様になっている。このようなことから、全般的な生活環境の問題に対する規定の中に位置づけるなど包括的に取り扱った方がいい。

委員

斎場が稼動してから好評ではあるが、交通が不便だと思う。アクセスの改善について検討しているのか。

委員

ビーナスプラザに行くバスも廃止するということだが。

事務局

斎場の開設に合わせ、東京ベイシティ交通に新浦安・千鳥間のバス路線を開設していただいた。この路線については、利用者が少なく増強は難しいと言われている。市としては、浦安駅と新浦安駅を結んで斎場に行く路線を開設できないか更に協議を進めようと考えている。

ビーナスプラザ行きのバスは、新浦安・千鳥間の路線を開設していただき、二重の交通ルートとなってしまっている。ビーナスプラザ行きのバスは、新浦安駅とビーナスプラザの間をノンストップで結ぶが、路線バスは各停留所で乗れるというメリットもある。このように総合的に考えて、ビーナスプラザ行きのバスはこの4月から廃止することにした。

委員

先ほどの説明の中で、ごみの指定袋の利用状況は9割以上で、ごみの減量化に寄与しているとのことであったが、私が住んでいる地域では、まだこの制度についてよく理解されていないようにも見える。例えば、必要以上に大きな袋しか売っていないという意見もある。また、市販のもので同様な袋では駄目なのかという意見もある。もっと説明をするべきではないか。

事務局

指定ごみ袋の導入以来、電話では約540件の質問をいただいた。その中では、ご指摘のように、どうして他の同様な袋ではいけないのかという質問が多かった。ごみを出す際に、市川市の指定ごみ袋を使う方もいるが、このような袋でもいいとなると、特に市境の地域では、市川市のごみ袋が浦安市に出されるというケースが増えることが想定される。また、同様という認識についても人によって違い、袋の透明度もそれぞれ違う。分別の徹底を図るという本来の目的を達成するためには、ごみ袋を指定する必要がある。

袋の大きさについては、現在流通している燃やせないごみ袋は30リットルのものしかない。これより小さい15リットルのサイズの販売を、ダイエーと西友にお願いして、この4月から販売されるようになる。15リットルが販売されるようになると、ご指摘いただいた袋の大きさの問題は改善されるのではないかと考えている。

指定ごみ袋については、市民の声を踏まえながら、必要に応じて対応を検討していきたいと考えている。

委員

ホームページでごみに関するQ&Aは掲載しているのか。

事務局

ホームページに掲載しているが、さらに見やすい形で啓発を進めて行きたい。

委員

資源ごみとして出される汚れた容器などは、燃やせないごみとして処理しないとかえってコストがかさんでしまうので、汚れた容器は燃やせないごみとして出すようにするなど、きめ細かな指導をするべきではないか。

委員

電池などの有害ごみは指定袋に入れるには小さすぎる。

事務局

有害ごみは従前どおり透明の小さい袋に出していただいている。

委員

「浦安市民水源の森」の学校等の平成18年度の活用計画で決まっているものはあるか。

事務局

小学校2校が林間学校で行く予定になっている。また、公民館や青少年関係団体が活用する考えを示している。

③「市長との意見交換」

委員

歩きタバコを少なくするための方策などを検討する上で、条例などによる規制ではなくて、市民が話し合って自らが実行しようとするような仕組みづくりを行うことが必要だと考えるが。

市長

平成18年度は総合計画における基本計画の計画期間の下半期に入ることから、新たな総合計画を作るに際して、市民が総合計画の素案を作る市民会議を作って行きたいと考えている。この会議では分科会などの中で、見える形でこれからの取り組みの方向などについて検討することが必要だと考えている。

委員

本市における風力発電の導入可能性についての検討の状況はどのようになっているか。

事務局

平成17年の1年間、高洲地域において風況観測を行ったが、年間平均風速は30m高で5m/s（NEDOの基準は6m/s）という結果となった。また、以前は風力発電施設から300m以内に住宅等がないことが設置を検討する際の目安であったが、近年では騒音などの影響の低減のために500m以上離すことが望ましいという考え方になってきており、本市が住宅都市であるということから、本市における大型の風力発電施設の導入は難しいという結論にいたっている。

市長

本市では、高層マンションが次々に建設されているが、海側では騒音の影響が、また、曇天や雨天の時には風力発電施設の景観が不安感を与えることが懸念される。

委員

東京湾岸には風力発電施設が所々見られるが、企業の環境配慮のアピール的な目的で導入されていると考えられ、現実的に、行政が導入するには課題が多い。景観的にも威圧感がある。自然エネルギーの利用という環境面の効果もあるが、導入することがかえって逆効果になることも考えられる。設置場所は6m/sから10m/sの風が常時吹いているような場所が理想的で、県内だと銚子方面が良い条件である。海上に建てるには建設コストが高く、東京湾内に設置しようというプロジェクト案もあったが、検討時の技術では諸条件が整わなかったようで、その案はなくなっていると思う。

事務局

新設の学校では、太陽光発電を採用しており、出来るところから太陽光発電の設置を進めていきたい。

委員

小型風力発電の導入に際して設計にミスがあり、設置したら回らなかったという他市の事例もある。

委員

風力発電施設の陸上における設置には制約が多い。

委員

市内のホームレスは減っているのか。

市長

市内にホームレスは54人いると聞いている。横ばいか増加傾向だと思う。支援団体が市川市にはあるが市内にはない。

委員

保健所も市川市にはあるが、浦安市にはない。

市長

保健所は作れない状況である。国も保健所を減らしている。

事務局

保健所の出張所の設置を要請したことはあるが、現状では出来ていない。ホームレスの健診は保健所で行っている。保健所の検診車が定期的に健診に来ている。

委員

海岸線をはじめ市内の様々な場所でホームレスやそのテントなどを見かけるが、市内に住んでいるホームレス対策はどのように考えているのか。

市長

ホームレス対策を市で進めるには様々な課題があると考えている。

委員

鉄鋼団地内において車の不法投棄が増えてきている。不法投棄車両については、現在、車両の撤去は交通安全課、ごみの撤去は環境レンジャー課が行っているが一本化できないか。また、迅速に撤去をしてほしい。

委員

運動公園の駐車場でも車の不法投棄があり、撤去するのにかなりの時間がかかった事例も見られた。

市長

ご意見については検討させていただきたい。

委員

忠霊塔公園にニホンアカガエルのおたまじゃくしがいる。将来の新庁舎建設の際には、現在忠霊塔公園にいるニホンアカガエルを将来整備する予定の浦安公園に移設するような保護対策を行ってほしい。

事務局

日の出の水溜りにもニホンアカガエルの卵があるという情報を含め忠霊塔公園における現在のニホンアカガエルの状況については把握しており、現在、環境保護団体と連携して、公園緑地課と調整した上で保護のための措置を行っている。

④「その他」

- 事務局から、出羽委員の退任のご紹介と、市における定期異動に伴う平成18年度の新体制について説明した。
- 轟委員から、委員が所属する東京電力（株）の尾瀬における環境保全の取り組みについて紹介があった。